

代金取立規定 新旧対照表

[下線部が改定箇所]

新（2026 年 10 月 1 日より改定）	旧
1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u> 2. 対象となる手形・小切手 対象となる手形・小切手は、支払期日が2 0 2 7 年 3 月 3 1 日までの約束手形・為替手形および振出日が2 0 2 7 年 3 月 3 1 日までの先日付小切手とします。（2 0 2 7 年 4 月 1 日以降が期日の約束手形・為替手形と2 0 2 7 年 4 月 1 日以降が振出日の先日付小切手は取立受付の対象外となります。） ～省略～	1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という）は、代金取立として取扱います。 2. 対象となる手形・小切手 対象となる手形・小切手は、支払期日が2 0 2 7 年 3 月 3 1 日までの約束手形・為替手形および振出日が2 0 2 7 年 3 月 3 1 日までの先日付小切手とします。（2 0 2 7 年 4 月 1 日以降が期日の約束手形・為替手形と2 0 2 7 年 4 月 1 日以降が振出日の先日付小切手は取立受付の対象外となります。） ～省略～